

各評定段階基準(案)

6. 事務リスク管理態勢

A :

事務リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B :

事務リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。軽微な事務過誤等は認められるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に何らかの対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

事務リスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣のリスクに対する管理能力も不十分であり、軽微ではない事務過誤等が認められるなど、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D :

事務リスク管理態勢について、管理態勢に欠陥がある、または重大な欠陥が認められる。その結果、重大な事務過誤や顧客の信頼を失う事故等が発生し、金融機関としての存続が脅かされる懸念がある、または、その存続が脅かされている状況にある。

各評定段階基準(案)

7. システムリスク管理態勢

A :

システムリスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、金融機関としての健全性等に対する影響は小さい。

B :

システムリスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。軽微なトラブル等は認められるものの、金融機関としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に何らかの対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C :

システムリスク管理態勢について、金融機関の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。顧客に影響を及ぼすシステムダウン等が認められるなど、経営陣のリスクに対する管理能力も不十分であり、金融機関としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D :

システムリスク管理態勢について、管理態勢に欠陥がある、または重大な欠陥が認められる。その結果、重大なシステムダウン等が発生し、金融機関としての存続が脅かされる懸念、もしくは決済システムに影響を及ぼす懸念がある、または、そのような状況にある。